佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年1月4日

佐賀県公安委員会委員長 吉 冨 啓 子

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年佐賀県公安委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)
法令	規定	法令
	第78条第1項、第4項及び 第5項	道路交通法(昭和35年法律第105号) 第74条の3第5項並びに 第 78条第1項、第4項及び第 5項
		道路交通法施行規則(昭和35年総理 府令第60号)第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項佐賀県道路交通法施行細則(昭和35 年佐賀県公安委員会規則第 3 号)第 7 条第 1 項及び第11条の 2 第 4 項
自動車の保管場所の確保等に関す る法律(昭和37年法律第145号)	略	自動車の保管場所の確保等に関す 略 る法律(昭和37年法律第145号)
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項	警備業法(昭和47年法律第117号) <u>第10条第1項、</u> 第16条第2 項及び第3項 <u>並びに第17</u> <u>条第2項</u>
		重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号) 第10条第3項
自動車の保管場所の確保等に関する	略	自動車の保管場所の確保等に関する略

改正前	改正後
法律施行規則(平成3年国家公安委 員会規則第1号)	法律施行規則(平成3年国家公安委 員会規則第1号)
略	略

附 則 この規則は、公布の日から施行する。